



厚生労働省 北海道労働局

本事業は、厚生労働省 北海道労働局から株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

# 働き方改革 お手伝いします!

社員の賃金を  
見直したいけれど、  
利用できる  
助成金はある?

パートやバイトにも  
正社員と同じ  
手当が必要?

テレワークを  
始めたいけれど・・・

建設業も、労働時間の  
規制が厳しくなる  
って聞いたけど・・・

ご相談無料

社会保険労務士など  
専門家がサポートします!

パワハラ対策って、  
具体的に何を  
すればいいの?

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関する  
お悩みをお受けし、課題解決のための改善提案を行います。

ご相談方法

電話・来所・メール

専門家による企業訪問

ご相談無料

事業所を最大6回まで  
無料で訪問

無料サポート

セミナー開催、セミナー講師派遣

お問い合わせ先

## 北海道働き方改革推進支援センター

[厚生労働省北海道労働局委託事業]

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西3丁目3-33リープロビル3階  
(地下鉄大通駅7番出口徒歩3分、札幌駅前地下歩行空間9番出口徒歩1分)

通話無料  
フリーコール

0800-919-1073

(9:00~17:00/土・日・祝日を除く)

FAX

011-206-8365



北海道働き方  
改革推進支援  
センター

E-mail : hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com URL : <https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/hokkaidou.html>

お申し込みは裏面をご覧ください

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。

## 企業相談 FAX申込書

会社名					
業種					
住所					
TEL					
従業員数					
担当者名 (部署・役職含む)					
<input type="checkbox"/> 企業訪問 <input type="checkbox"/> センター来所	<b>希望日</b> <small>※新型コロナウイルス感染症予防のため、来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただきますようお願い申し上げます。</small>	第1希望	月	日	時~
		第2希望	月	日	時~
		第3希望	月	日	時~
<b>ご相談内容</b>					
<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）について <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について <input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備 <input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法について <input type="checkbox"/> その他（ <span style="float: right;">）</span>					
<input type="checkbox"/> 助成金について <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について <input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談 <input type="checkbox"/> テレワーク導入の際の留意点について <input type="checkbox"/> ハラスメント対策について					

## 相談事例

### 印刷業

相談内容

就業規則が昔作ったままの状態でご改定をしていないため、法令を遵守するように改定したい。改定すべきポイントなどを教えてほしい。



専門家の  
支援

現状の就業規則をチェックし、年次有給休暇に関する規定、副業・兼業に関する規定等、改正に対応した形となるように改定ポイントのアドバイスをを行った。何回か情報交換を繰り返して、法令に沿った形に改定を行っていった。



支援後の  
効果

最初はどこから手をつけたらよいか分からない状態であったが、情報交換や知識の提供を行っていくうちに事業主が自身で労働基準法等の法令の内容を理解し、自社の実態に沿うように就業規則を自力で改定することができた。また、自社の労働者の雇用を守り、待遇を維持したいという事業主の思いを就業規則に反映させることができた。

### 製造業

相談内容

年次有給休暇が取得しにくい社内制度で、社員から有給取得の申請がほとんどない状況となっている。その上、繁忙期、閑散期ともに残業時間も多い。



専門家の  
支援

有給休暇を取得しやすい制度改定と、閑散期の祝日の前後や合間に計画的付与を行うようアドバイスした。加えて、閑散期に週1回のノー残業デーを設け全社員に周知し、有給休暇の取得状況や、残業時間の削減状況を、「見える化」するようアドバイスした。



支援後の  
効果

年次有給休暇の申請制度改定と計画的付与の導入により、年次有給休暇を気兼ねなく取得できる空気感が社内に広がり、取得率が向上した。また、ノー残業デーを設けることで社員にも無駄な残業を行わない意識が高まり、年約45時間の残業が削減された。